

管理 No.	g030-2
--------	--------

## 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署:子ども未来部子ども育成課  
(認定給付係 /内線:3723)

根拠区分	法律一条例	
処分の名称	児童扶養手当の支給の制限(所得限度超過)	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)
	根拠規定条項	第 9 条の 2
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号) 児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 405 号)
	基準規定条項	法(第 9 条の 2)・施行令(第 2 条の 4 第 4 項 第 3 条 第 4 条)
	処分基準	<p>【受給資格者:養育者】</p> <p>手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p>
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

※裏面に続く

処分基準(裏面追加)

	基準内容
<p>処分基準等 補足</p>	<p><b>【根拠法令】児童扶養手当法</b></p> <p>第九条の二 手当は、受給資格者(前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。</p>